

「議会基本条例」作成のために

<目次>

【1】自治基本条例	P. 1
【2】生駒市の議会・議員に係る法令等	P. 2～7
【3】議会基本条例案作成の方針	P. 8～9
【4】議会基本条例（市民案）	P. 10～12

大事なことは皆で決めよう会 議会基本条例作成部会

【1】自治基本条例

生駒市自治基本条例（第4章 全文）

**第1章 総則（抜粋）
（定義）**

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むものをいう。
- (3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

**第4章 議会及び議員の役割と責務等（全文）
（議会の役割と権限）**

第10条 市議会は、市の意思決定機関であり、この条例の趣旨に基づき、市民自治を尊重し、その権限を行使しなければならない。

- 2 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視し、及びけん制する権限を有する。
- 3 市議会は、法律等の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等の権限、執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。

（議会の責務等）

第11条 市議会は、立法機関であり、意思決定機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。

- 2 市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。
- 3 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。
- 4 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の政策を展開させるため、政策形成機能及び立法機能の強化に努めなければならない。
- 5 市議会は、行政活動が民主的、効率的に行われているか監視し、改善を推進するよう努めなければならない。
- 6 市議会は、議会の政策形成機能及び立法機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能を積極的に強化するよう努めなければならない。
- 7 市議会の組織及び市議会議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。

（議会の会議及び会期外活動）

第12条 市議会の会議は、討議を基本とする。 2 市議会は、すべての会議を原則公開とする。ただし、必要と認められるときは、非公開とすることができる。この場合においては、その理由を公表しなければならない。 3 市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、議会の自主性及び自立性に基づいて市の政策の検討、調査等に努めなければならない。

（市議会議員の責務）

- 第13条 市議会議員は、市民の負託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 市議会議員は、市民の代表者としての品位を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置いて行動しなければならない。
- 3 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽さんに努め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。
- 4 市議会議員は、議会活動に関する情報等を市民に説明するとともに、広く市民の声を聴き、これを議会の運営に反映させるよう努めるものとする。

生駒市自治基本条例 第4章（議会及び議員の役割と責務等） 簡潔まとめ

（市民とは） <これは第1章第2条>市内に居住する者、市内で働く・学ぶ・活動する・事業を営む者。

（議会の基本的な心構え） 市議会は市の意思決定機関であり、市民自治を尊重してその権限を行使する。

（議会の役割）

- ①市の重要事項（条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等）を議決する。 ②市の執行機関を監視し、けん制する。
- ③執行機関に対する検査及び監査の請求等、市政に関する調査をおこない、国又は関係機関に意見書を提出する。

（議会の役割を果たすための責務等）

- ①広く市民から意見を求める。 ②主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する。
- ③市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努める。 ④政策形成機能・立法機能の強化に努める。
- ⑤市議会の組織や市議会議員の定数は、議会の役割を十分考慮して定める。

（議会の役割とそれを果たすための責務等を遂行する上での留意点）

①会議は、討議を基本とする。 ②すべての会議を原則公開とする（ただし、必要と認められるときは非公開とすることができる。この場合においては、その理由を公表する）。 ③会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、市の政策の検討、調査等に努める。

（市議会議員の責務）

①市民の負託に応え、公平・公正・誠実に職務を遂行する。 ②市民の代表者としての品位を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置いて行動する。 ③常に自己研鑽さんに努め、審議能力・政策提案能力の向上に努める。 ④議会活動に関する情報等を市民に説明するとともに、広く市民の声を聴き、これを議会の運営に反映させる。

【2】生駒市の議会・議員に係る法令等

<1>憲法

第三章 国民の権利及び義務（抜粋）

○第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に**請願する権利**を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第八章 地方自治（全文）

○第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、**地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。**

○第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として**議会を設置**する。

2 地方公共団体の長、その**議会の議員**及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

○第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

○第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

<2>地方自治法（抜粋）

第六章 議会

第一節 組織

○第九十一条 市町村の議会の**議員の定数は、条例で定める。**

○第九十二条

2 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

第二節 権限

○第九十六条 普通地方公共団体の議会は、**次に掲げる事件を議決しなければならない。**

一 条例を設け又は改廃すること。二 予算を定めること。三 決算を認定すること。四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い**条例で定める契約を締結**すること。六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。七 不動産を信託すること。八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い**条例で定める財産の取得又は処分**をすること。九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、**権利を放棄**すること。十一 条例で定める重要な公の施設につき**条例で定める長期かつ独占的な利用をさせる**こと。十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、**条例で普通地方公共団体に関する事件**（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の**議決すべきものを定めることができる。**

○第九十八条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の**事務に関する書類及び計算書を検閲**し、当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員の**報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査**することができる。

2 議会は、監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務に関する**監査を求め、監査の結果に関する報告を請求**することができる。

○第九十九条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき**意見書を国会又は関係行政庁に提出**することができる。

○第一百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、**選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求**することができる。（引用者：この条文に基づき設置される特別委員会を「百条委員会」という。）

3 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

1 2 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し**協議又は調整を行うための場を設ける**ことができる。（引用者：この条文に基づき生駒市では「全員協議会」「議案説明会」「議会報編集委員会」の3つが設置されている。）

1 3 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要であると認めるときは、会議規則の定めるところにより、**議員を派遣**することができる。

1 4 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、**政務調査費を交付**することができる。この場合において、当該政務調査費の**交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。**

1 5 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

1 6 **政府は**、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。

1 7 **都道府県は**、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。

1 8 議会は、議員の調査研究に資するため、**図書室を附置**し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置か**なければならない。**

19 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

○第百条の二 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために**必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせる**ことができる。(引用者：これを「専門的知見の活用」という。)

第三節 招集及び会期

○第百一条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の**長がこれを招集**する。

2 **議長は**、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して**臨時会の招集を請求**することができる。

3 **議員の定数の四分の一以上の者は**、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して**臨時会の招集を請求**することができる。

4 前二項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から二十日以内に臨時会を招集しなければならない。

○第百二条 普通地方公共団体の議会は、**定例会及び臨時会**とする。

2 **定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。**

第四節 議長及び副議長

第百三条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から**議長及び副議長一人**を選挙しなければならない。

第五節 委員会

第百九条 普通地方公共団体の議会は、**条例で常任委員会を置く**ことができる。

5 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について**公聴会**を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

6 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、**参考人の出頭を求め、その意見を聴く**ことができる。

9 常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

○第百九条の二 普通地方公共団体の議会は、**条例で議会運営委員会を置く**ことができる。

○第百十条 普通地方公共団体の議会は、**条例で特別委員会を置く**ことができる。

○第百十一条 前三条に定めるものを除くほか、**委員会に関し必要な事項は、条例でこれを定める。**

第六節 会議

○第百十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件(注：第九十六条参照)につき、議会に**議案を提出**することができる。但し、**予算については、この限りでない。**

○第百十三条 普通地方公共団体の議会は、議員の**定数の半数以上**の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。

○第百十五条 普通地方公共団体の議会の**会議は、これを公開**する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、**秘密会を開く**ことができる。

○第百十五条の二 普通地方公共団体の議会が議案に対する**修正の動議**を議題とするに当たつては、議員の定数の十二分の一以上の者の発議によらなければならない。

○第百十八条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の**議会において行う選挙については、公職選挙法第四十六条**(投票の記載事項及び投函)第一項<「衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙の投票については、選挙人は、投票所において、投票用紙に当該選挙の公職の候補者一人の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。」(引用者記)>及び第四項<「投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。」(引用者記)>、第四十七条(点字投票)、第四十八条(代理投票)、第六十八条(無効投票)第一項(「所定の用紙を用いないもの」)並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第九十五条(「当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票」があり「有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする」)**の規定を準用する**(引用者注：第八十六条～第九十四条(立候補の手続きを定めている)は準用するとはされていない)。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

2 議会は、議員中に異議がないときは、前項の選挙につき**指名推選の方法**を用いることができる。

○第百十九条 会期中に議決に至らなかつた事件は、後会に継続しない。

○第百二十条 普通地方公共団体の議会は、**会議規則を設けなければならない。**

○第百二十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。

○第百二十二条 普通地方公共団体の長は、議会に、第二百十一条第二項に規定する**予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出**しなければならない。

○第百二十三条 議長は、事務局長又は書記長に書面又は電磁的記録により**会議録を作成**させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

第七節 請願

○第百二十四条 普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、**議員の紹介により請願書を提出**しなければならない。

○第百二十五条 普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その**請願の処理の経過及び結果の報告を請求**することができる。

第八節 議員の辞職及び資格の決定

○第百二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者であるとき又は第九十二条の二の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は同条の規定に該当するかどうかは、議員が公 職選挙法第十一条、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資

金規正法第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなければならない。

○第二百二十八条 普通地方公共団体の議会の議員は、公職選挙法第二百二条第一項 若しくは第二百六条第一項 の規定による異議の申出、同法第二百二条第二項 若しくは第二百六条第二項 の規定による審査の申立て、同法第二百三条第一項、第二百七条第一項、第二百十条若しくは第二百十一條の訴訟の提起に対する決定、裁決又は判決が確定するまでの間は、その職を失わない。

第九節 紀律

○第二百二十九条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

2 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

○第二百三十条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

2 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

3 前二項に定めるものを除くほか、議長は、**会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。**

○第二百三十一条 議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。

○第二百三十二条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、**無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。**

○第二百三十三条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会において、侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて**処分を求める**ことができる。

第十節 懲罰

○第二百三十四条 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により**懲罰を科する**ことができる。

○第二百三十五条 懲罰は、左の通りとする。

一 公開の議場における**戒告** 二 公開の議場における**陳謝** 三 一定期間の**出席停止** 四 **除名**

2 懲罰の動議を議題とするに当っては、議員の定数の八分の一以上の者の発議によらなければならない。

3 第一項第四号の除名については、当該普通地方公共団体の議会の議員の三分の二以上の者が出席し、その四分の三以上の者の同意がなければならない。

第十一節 議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員

○第二百三十八条

2 市町村の議会に**条例の定めるところにより、事務局を置く**ことができる。

3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

5 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。

6 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。

7 事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。

第八章 給与その他の給付

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

4 **議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。**

第九章 財務

○第二百十一条

2 普通地方公共団体の長は、予算を議会に提出するときは、政令で定める**予算に関する説明書**をあわせて提出しなければならない。

○第二百三十三条

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における**主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。**

6 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により議会の認定に付した**決算の要領を住民に公表しなければならない。**

○第二百四十三条の三（財政状況の公表等）

2 普通地方公共団体の長は、第二百二一条第三項※の法人について、**毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。**（引用者：これに該当する法人は生駒市では「土地開発公社」と「メディカルセンター」の2つ）

※第二百二一条（予算の執行に関する長の調査権等） 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

3 普通地方公共団体の長は、第二百二一条第三項の信託について、信託契約に定める計算期ごとに、**当該信託に係る事務の処理状況を説明**

する政令で定める書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

<3>条例等

(1) 市例規集の体系目次「第1編 総記 第2章 自治」所収の自治基本条例・・・【1】参照

(2) 市例規集の体系目次「第1編 総規 第3章 政治倫理」所収

①政治倫理条例

第1条(目的) 第2条(市長等及び議員の責務) 第3条(市民の責務) 第4条(政治倫理基準) 第5条(資産等報告書の提出等) 第6条(資産等報告書の記載事項) 第7条(兼業・兼職報告書の提出等) 第8条(政治倫理審査会) 第9条(市民の調査請求権) 第10条(虚偽報告等の公表) 第11条(市長等及び議員の協力義務) 第12条(職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会) 第13条(職務関連犯罪による有罪判決後の説明会) 第14条(職務関連犯罪による有罪確定後の措置) 第15条(請負契約等の辞退) 第16条(指定管理者の指定の禁止) 第17条(委任)

②同施行規則

第1条(趣旨) 第2条(市の出資法人等) 第3条(資産等報告書) 第4条(資産等報告書の閲覧) 第5条(資産等報告書の写しの交付等) 第6条(資産等の範囲) 第7条(兼業・兼職報告書等) 第8条(期限の特例) 第9条(報告書の訂正) 第10条(政治倫理審査会) 第11条(資産等報告書等調査請求書) 第12条(資料の提供又は会議への出席の要求) 第13条(説明会の開催請求手続) 第14条(市民による説明会開催請求書の提出後の手続) 第15条(辞退届) 第16条(施行の細目)

③議員に係る政治倫理条例施行規程

第1条(趣旨) 第2条(市の出資法人等) 第3条(条例第5条第4項の証明書類) 第4条(資産等の範囲) 第5条(兼業・兼職変更報告書の記載方法) 第6条(期限の特例) 第7条(報告書の訂正) 第8条(説明会の開催請求手続) 第9条(市民による説明会開催請求書の提出後の手続) 第10条(様式) 第11条(施行の細目)

(3) 市例規集の体系目次「第2編 議会」所収の条例・規則・規程

①議会の議員の定数を定める条例・議員の定数を定めた1条文のみ

②議会の議決すべき事件に関する条例・議決すべき事件を「法律又は政令に条例で定めるべき規定なき職員の数に定めること」と定めた1条文のみ

③議会の定例会の回数に関する条例・定例会の回数を定めた1条文のみ

④議会定例会規則・定例会の招集月を定めた1文のみ

⑤議会委員会条例

第1条(常任委員会の設置) 第2条(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第3条(常任委員の任期) 第4条(議会運営委員会の設置) 第5条(特別委員会の設置) 第6条(委員の選任) 第7条(委員長及び副委員長) 第8条(委員長及び副委員長がともにいないときの互選) 第9条(委員長の議事整理及び秩序保持権) 第10条(委員長の職務代行) 第11条(委員長、副委員長の辞任) 第12条(議会運営委員及び特別委員の辞任) 第13条(招集) 第14条(定足数) 第15条(表決) 第16条(委員長及び委員の除斥) 第17条(傍聴の取扱い) 第18条(秘密会) 第19条(出席説明の要求) 第20条(議事妨害及び離席の禁止) 第21条(秩序保持に関する処置) 第22条(公聴会開催の手続) 第23条(公聴会での意見の申出) 第24条(公述人の決定) 第25条(公述人の発言) 第26条(委員と公述人の質疑) 第27条(代理人又は文書による意見の陳述) 第28条(参考人) 第29条(記録) 第30条(会議規則への委任)

⑥議会会議規則

第1章 会議

第1節 総則 (参集)第1条(欠席の届出)第2条(議席)第3条(会期)第4条(会期の延長)第5条(会期中の閉会)第6条(議会の開閉)第7条(会議時間)第8条(休会)第9条(会議の開閉)第10条(定足数に関する措置)第11条(出席催告)第12条

第2節 議案及び動議 (議案の提出)第13条(一事不再議)第14条(動議成立に必要な賛成者の数)第15条(修正の動議)第16条(先決動議の表決の順序)第17条(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)第18条

第3節 議事日程 (日程の作成及び配付)第19条(日程の順序変更及び追加)第20条(議事日程のない会議の通知)第21条(延会の場合の議事日程)第22条(日程の終了及び延会)第23条

第4節 選挙 (選挙の宣告)第24条(不在議員)第25条(議場の出入口閉鎖)第26条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第27条(投票用紙の様式)第28条(投票)第29条(投票の終了)第30条(開票及び投票の効力)第31条(選挙結果の報告)第32条(選挙に関する疑義)第33条(再選挙)第34条(選挙関係書類の保存)第35条

第5節 議事 (議題の宣告)第36条(一括議題)第37条(議案等の朗読)第38条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第39条(付託事件を議題とする時期)第40条(委員長の報告及び少数意見の報告)第41条(修正案の説明)第42条(委員長報告等に対する質疑)第43条(討論及び表決)第44条(議決事件の字句及び数字等の整理)第45条(委員会の審査又は調査期限)第46条(委員会の中間報告)第47条(再付託)第48条(議事の継続)第49条

第6節 秘密会 (指定者以外の者の退場)第50条(秘密の保持)第51条

第7節 発言 (発言の許可等)第52条(発言の通告及び順序)第53条(発言の通告をしない者の発言)第54条(発言中の妨害禁止)第55条(討論の方法)第56条(議長の発言討論)第57条(発言内容の制限)第58条(質疑の回数)第59条(発言時間の制限)第60条(議事進行に関する発言)第61条(発言の継続)第62条(質疑又は討論の終結)第63条(選挙及び表決時の発言制限)第64条(一般質問)第65条(緊急質問等)第66条(準用規定)第67条(発言の取消し又は訂正)第68条(答弁書の配布)第69条

第8節 表決 (表決問題の宣告)第70条(不在議員)第71条(条件の禁止)第72条(起立による表決)第73条(投票による表決)第74条(記名投票)第75条(無記名投票)第76条(選挙規定の準用)第77条(表決の訂正)第78条(簡易表決)第79条(委員会報告の修正案)第80条(表決の順序)第81条

第9節 会議録（会議録の記載事項等）第82条（会議録の配布）第83条（会議録に掲載又は記録しない事項）第84条（会議録署名議員）第85条（会議録の作成）第86条（会議録の保存年限）第87条

第2章 委員会

第1節 総則（議長への通知）第88条（欠席の届出）第89条（会議中の委員会の禁止）第90条（会議の開閉）第91条（定足数に関する措置）第92条

第2節 審査（議題の宣告）第93条（一括議題）第94条（議案等の朗読）第95条（審査順序）第96条（先決動議の表決順序）第97条（動議の撤回）第98条（委員の議案修正）第99条（連合審査会）第100条（証人出頭又は記録提出の要求）第101条（所管事務の調査）第102条（委員の派遣）第103条（議事の継続）第104条（少数意見の留保）第105条（議決事件の字句及び数字等の整理）第106条（委員会報告書）第107条（閉会中の継続審査）第108条

第3節 秘密会（指定者以外の者の退場）第109条（秘密の保持）第110条

第4節 発言（発言の許可）第111条（委員の発言）第112条（発言内容の制限）第113条（委員外議員の発言）第114条（委員長の発言）第115条（発言時間の制限）第116条（議事進行に関する発言）第117条（発言の継続）第118条（質疑又は討論の終結）第119条（表決時の発言制限）第120条（発言の取消し又は訂正）第121条（答弁書の朗読）第122条

第5節 委員長及び副委員長の互選（互選の方法）第123条（選挙規定の準用）第124条

第6節 表決（表決問題の宣告）第125条（不在委員）第126条（条件の禁止）第127条（起立による表決）第128条（投票による表決）第129条（記名投票）第130条（無記名投票）第131条（選挙規定の準用）第132条（表決の順序）第133条

第3章 請願

（請願書の記載事項等）第134条（請願文書表の作成及び配布）第135条（請願の委員会付託）第136条（紹介議員の委員会出席）第137条（請願の審査報告）第138条（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求）第139条（陳情書の処理）第140条

第4章 辞職及び資格の決定

（議長及び副議長の辞職）第141条（議員の辞職）第142条（資格決定の要求）第143条（資格決定の審査）第144条（決定書の交付）第145条

第5章 規律

（品位の尊重）第146条（携帯品）第147条（議事妨害の禁止）第148条（離席）第149条（禁煙）第150条（新聞紙等の閲読禁止）第151条（資料等印刷物の配布許可）第152条（許可のない登壇の禁止）第153条（議長の秩序保持権）第154条

第6章 懲罰

（懲罰の動議及び処分要求の提出）第155条（懲罰動議の審査）第156条（議長職権による発議）第157条（関係者の出席説明）第158条（事犯者の弁明）第159条（戒告又は陳謝文）第160条（出席停止の期間）第161条（出席停止期間中出席したときの措置）第162条（除名）第163条（除名が成立しないときの措置）第164条（懲罰の宣告）第165条

第7章 協議又は調整を行うための場 第166条

第8章 議員の派遣 第167条

第9章 補則（会議規則の疑義に対する措置）第168条（会議規則の改正）第169条

⑦議会傍聴規則

第1条(趣旨) 第2条(傍聴の区分) 第3条(傍聴席の定員) 第4条(傍聴券等) 第5条(傍聴人の入場) 第6条(傍聴券等の提示) 第7条(傍聴券等の返還) 第8条(傍聴席へ入ることのできない者) 第9条(議場への入場禁止) 第10条(傍聴人の守るべき事項) 第11条(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止) 第12条(傍聴人の退場) 第13条(係員の指示) 第14条(違反に対する措置) 第15条(準用) 第16条(その他)

⑧議会政務調査費の交付に関する条例

第1条(趣旨) 第2条(交付の対象) 第3条(交付額及び交付の方法) 第4条(所属議員数の異動等に伴う調整) 第5条(使途基準) 第6条(経理責任者) 第7条(収支報告書等の提出) 第8条(説明等) 第9条(政務調査費の返還) 第10条(収支報告書等の保存等) 第11条(委任)

⑨議会政務調査費の交付に関する条例施行規則

第1条(趣旨) 第2条(交付の申請等) 第3条(交付の決定) 第4条(交付の請求) 第5条(使途基準) 第6条(収支報告書等の写しの送付) 第7条(会計帳簿等の整理保管) 第8条(施行の細目)

⑩議会事務局設置条例 第1条(設置) 第2条(職員の定数) 第3条(職員の身分) 第4条(委任)

⑪議会事務局規則

第1条(趣旨) 第2条(組織) 第3条(事務局長) 第4条(事務局次長) 第4条の2(事務局補佐) 第5条(係長) 第6条(主査又は主任) 第7条(職務代理) 第8条(係の事務分掌) 第9条(事務局長の専決事項) 第10条(事務局次長の専決事項) 第10条の2(事務局補佐の専決事項) 第10条の3(専決の特例) 第11条(代決) 第12条(文書の取扱い)

⑫議会公印規程 第1条(趣旨) 第2条(公印の名称等) 第3条(公印の取扱い等の責任者) 第4条(公印の取扱い)

⑬議会の所管に係る生駒市情報公開条例施行規程 議会の所管に係る情報公開条例の施行に関し必要な事項を定めた1文のみ

⑭議会が保有する個人情報の保護に関する規則 個人情報保護条例の規定に基づく議会が保有する個人情報の保護に関し必要な事項1文のみ

(4) 市例規集の体系目次「第3編 執行機関 第1章 市長 第8節 その他」所収

①法令遵守推進条例

第1条(目的) 第2条(定義) 第3条(市の責務) 第4条(職員の責務) 第5条(要望等及び不当要求行為への対応) 第6条(要望等の記録) 第7条(記録の例外) 第8条(確認の機会の付与等) 第9条(記録された要望等の公表) 第10条(不当要求行為に対する措置) 第11条(公益目的通報) 第12条(不利益取扱いの禁止等) 第13条(公益目的通報に係る調査等) 第14条(公益目的通報に係る措置等) 第15条(不利益な取扱いを受けた通報者からの申出についての準用) 第16条(法令遵守委員会) 第17条(運用状況の公表) 第18条(委任)

②同施行規則

第1条(趣旨) 第2条(出資団体等) 第3条(要望等の記録) 第4条(記録内容の報告等) 第5条(事案の移送) 第6条(記録内容の

確認後の措置) 第7条(公益目的通報の方法) 第8条(同) 第9条(公益目的通報に関する相談) 第10条(公益目的通報の受理等) 第11条(不利益取扱いに係る申出の方法) 第12条(意見聴取の方法) 第13条(法令遵守委員会) 第14条(公表の方法) 第15条(法令遵守対策会議) 第16条(施行の細目)

(5) 市例規集の体系目次「**第5編 給与**」所収

①**議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例** 第1条(趣旨) 第2条(議員報酬) 第3条(議員報酬の支給) 第4条(費用弁償) 第5条(期末手当) 第6条(委任)

②**特別報酬等審議会条例** 第1条(設置) 第2条(所掌事項)市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。第3条(委員) 第4条(会長) 第5条(会議) 第6条(委任)

(6) 市例規集の体系目次「**第6編 財務**」所収の**議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例**

第1条(この条例の趣旨) 第2条(議会の議決に付すべき契約) 第3条(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

(7) 市例規集には所収されていないもの(市のHPでは読めないもの)

①**議会傍聴要綱** 第1条(趣旨) 第2条(傍聴券等) 第3条(撮影・録音等許可証)

②**議会申合せ事項**

議会出席の品位 議席の氏名標 議員の登退庁表示器 会議の通知 議員の所在 請願書等 議員提出議案 委員会提出議案 専門的短見の活用 付託議案の修正 発言の通告 発言及びその方法 議案説明会 議会運営委員会 全員協議会 常任・特別委員会 自由討議 委員会報告書 採決 傍聴者への資料提供 正副議長の任期 常任委員会委員の所属変更並びに議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任 議会選出の監査委員、議会推薦農業委員、並びに登記を要する財団及び公社等の理事及び監事等の任期 各審議会・協議会委員の選任及び任期 虚礼の廃止 議会運営にかかわる議員要望等 政務調査費 携帯電話等の使用 部長級の就退任あいさつ 附則 委員会における自由討議に関する運用指針

③**議会先例集**

第1章 会議

第1節 総則 議会の呼称 議会の招集 参集 欠席の届出 議席 会期 会議の開閉 会議時間の延長 休会 定足数
第2節 議案及び動議 議案等の提出 議案の印刷配布 議案等の修正・撤回及び訂正 議案等に対する動議
第3節 議事日程 議事日程の作成及び配布 議事日程の変更・追加及び削除 諸般の報告
第4節 選挙 選挙 その他の選挙及び委員等の推薦 投票及び開票 選挙の結果
第5節 議事 議題 除斥 議案等の説明及び施政方針演説 理事者の会議出席 委員会付託 委員長報告 修正(動議) 案の説明 委員長報告に対する質疑 再付託
第6節 発言 発言の通告 発言内容の制限 発言回数制限 一般質問 緊急質問 発言の取消し又は訂正 答弁 あいさつ等 直接請求代表者の発言
第7節 表決 投票による表決 表決の順序
第8節 会議録 会議録の配布 退場の記録 会議録署名議員 会議録の訂正

第2章 委員会

第1節 総則 議会運営委員会 全員協議会等 特別委員会の設置 議案説明会 会派代表者会議 政治倫理審査会 委員の選任 招集 委員会欠席の届出
第2節 審査 議会の検査及び調査 委員の議案修正 理事者の出席 出席説明の要求 参考人の出席要求 所管事務の調査
第3節 正副委員長の互選 互選の結果
第4節 表決 表決の方法
第5節 委員会会議録 委員会の記録 委員会会議録の署名

第3章 請願等 請願等の提出 請願の委員会付託 請願の処理 陳情書等の処理

第4章 辞職 議長又は副議長の辞職 議員の辞職 委員の辞職

第5章 規律 秩序の保持 傍聴 写真及び映画の撮影

第6章 懲罰 懲罰動議の審査

第7章 その他の事項 国旗・市旗の掲揚 慶弔等 会派 議員表彰等 議員派遣 現地視察 市長退任 委員改選 経営状況を説明する書類 人事案件 報告案件 氏名の使用文字変更 説明員による説明 専決処分

④**議会報発刊要綱**

第1条(趣旨) 第2条(掲載事項) 第3条(発刊) 第4条(配布) 第5条(議会報編集委員会の設置) 第6条(委員長及び副委員長) 第7条(委員の任期) 第8条(委員会の招集) 第9条(その他)

⑤**議会報発刊に伴う申合せ事項**

要綱(第1条関係) 要綱(第2条関係) 要綱(第3条関係) 要綱(第7条関係)

(*) 参考

①「規則」とは、法令で定められた事項に基づき、業務の運営およびその取り扱いについて定めたもの。会議が定めるものと議長が定めるものがある。②「規程」とは、一定の目的(例えば、事務の内容、その手続など)のために設けられた複数の規定を体系的にまとめた総体のこと。「規則」と同じレベルに位する。③「規定」とは、「規則」や「規程」の中の個々の条項(条文)のこと。

【3】議会基本条例案作成の方針(案)

<A>大方針(議会基本条例作成の意義)

議会基本条例は、生駒市におけるまちづくりの最高規範たる自治基本条例がうたっている「議会及び議員の役割と責務等」を遂行するための「議会・議員の(側からの)決意・意志(心構え)」と「具体的事項」を定めるものである。

地方自治法との関係

(1) 地方自治法が定めているものについては定めない。

①議会基本条例の目的を「地方自治法をはじめ諸法令に定められていない議会運営及び議員に係る基本事項を定める」としておく。

②地方自治法で定められているもの：【2】の地方自治法をご参照

・第六章(議会)で、第一節(組織)第二節(権限)第三節(召集及び会期)第四節(議長及び副議長)第五節(委員会)第六節(会議)第七節(請願)第八節(議員の辞職及び資格の決定)第九節(規律)第十節(懲罰)第十一節(議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員)

・第八章(給与その他の給付)や第九章(財務)でも、いくつか定められている。

(2) 地方自治法が条例で定める・定めなければならないとしている事項

①議員の定数(地方自治法91条)議会の議決に付すべき契約の種類・金額(同法96条)議会の議決に付すべき財産の取得又は処分の種類・金額(同法96条)議会の議決に付すべき長期かつ独占的な利用をさせる重要な公の施設(同法96条)政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法(同法100条14項)定例会の回数(同法102条2項)委員会に関し必要な事項(同法第111条)議員報酬(同法第二百三条)

②「〇〇〇は、地方自治法に基づいて別に条例で定める。」としておく。<すでに「議員定数条例」「議会の議決に付すべき財産取得等条例」「政務調査費条例」「定例会回数条例」「委員会条例」「議員報酬条例」(いずれも略称)あり>

(3) 地方自治法が条例で置くことができるとしている事項

①常任委員会(同法109条1項)②議会運営委員会(同法109条の2)③特別委員会(同法110条)④事務局(同法138条)

②「常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の設置と運営については、別に条例で定める。」としておく。<すでに「議会委員会条例」「議会事務局設置条例」あり>

(4) 地方自治法が条例で定めることができるとしている事項

①議決〔事件化〕すべきもの(同法96条2項)

②議会基本条例に盛り込みたいが、すでにある「議会の議決すべき事件に関する条例」との整合性をどうするかが問題。

(5) 地方自治法が設けなければならないとしている事項

①会議規則(同法120条)議会傍聴規則(同法130条)

②明記する。<すでに「会議規則」と「議会傍聴規則」(それに基づく「議会傍聴要綱」)あり>

<C>地方自治法に定め規定はないが、定められているもの

①「議会申し合わせ事項」「議会先例集」「議会報発刊要綱」「議会報発刊に伴う申し合わせ事項」

②議会申し合わせ事項・議会先例集：小さくない役割を果たしている→「円滑な議会運営に資するために議会申し合わせ事項を定め、議会先例集を作成することができる。」と明記する。

③議会報発刊要綱：この要綱の定めを明記したい。これが明記されれば、その補完として定められた「議会報発刊に伴う申し合わせ事項」の明記は必要ない。

<D>次のものを定める

(1)「議会の役割を明確にし、それを成し遂げる議会・議員の(側からの)決意・意志(心構え)」：議会及び議員の活動原則など。

(2) 具体的事項

①必ず行うもの ○年1回以上の市民懇談会(議会・議員との意見交換)など。

②必要に応じて行うもの

○(地方自治法第)100条の2の規定による専門的知見の活用による調査、公聴会制度・参考人制度の活用、議会についての市民アンケート など。

<E>当初は「定めない方がよい」にしていたが、議会の透明性確保等に必須であることから定めるものにしたもの

(*) 議長・副議長の立候補制<地方自治法では「立候補の手續き」を定めていないが、禁止もしていない。>

<F>定めなくてもよいもの

(1) 連合審査会（複数の委員会が合同で審査）：会議規則で定められている。

(2) 議会傍聴モニター：議会（臨席）傍聴アンケートを実施するのであれば必要性は低い。議会インターネット傍聴アンケートも実効性は低い。

(3) 議会についての市民アンケート・パブコメ：実施する必要はあまり生じるようには思われないが、もし生じた場合はそのとき実施すればよい。議会基本条例に明記がなくても実施できる。

<G>敢えて定めないもの

(1) 基本理念・前文：同じような語句が各条文にも出てくるなど、実効性が感じられず、かえって散漫になるのでは。

(2) 行政施策についての市民アンケート・モニター制度：必要性が低い（労力の割には益少なし）。どうしても必要なら特に議会基本条例の定めがなくても実施できる。

(3) 政策討論（検討）会

①市民懇談会等で市民等から意見を受けるなどして、全議員が参考人制度活用・議員研修・先進地視察などに立脚して政策提言案を作成し、それを基に討論する会議体。そこでの論議をまとめ踏まえて政策提言を最終調整して市長等に提言するもの。

②意見を異にする議員による多数決または最大公約数探求による政策形成の有効性はどうか。つまり、最大公約数的なもの（例えば「花いっぱいまちづくり条例」の策定のようなもの）しかできないのではないか。

(4) 危機管理体制：行政と一体化して取り組む具体的政策は議会の基本を定める議会基本条例に盛り込むのは不整合をもたらすのではないか。

(5) 行政に対する過度の負担を強い、行政サービスの低下をもたらす職員の疲弊化を招来する恐れのあるもの。

○「閉会中の文書による質問」など。

<*>調査・公聴・意見交換・政策形成のための会議体等については、次のようにまとめられるのではないか。

	番号	名称	構成員	発議	目的	所見	判定（採用・非採用）
非 法 定	①	市民懇談会	市民等・議員	議会	公聴・意見交換・政策形成	有効（必ず開催）	○
	②			市民等			
	③		特定団体・議員	議会		特定の個人・団体とのみ意見交換するのは市民懇談会の趣旨から見てどうか。特定のものとのみの意見交換は現行のやり方（参考人制度など）でもできるのではないか。	△
	④			特定団体			
	⑤	政策検討委員会	公募市民・議員・その他	市民	政策形成	結論を出すことは現実的に不可能なので有効性に疑問	△
	⑥			議会			
	⑦	政策討論（検討）会	全議員	議会	政策形成	意見を異にする議員による多数決または最大公約数探求による政策形成の有効性はどうかの検討が必要。	△
	⑧	調査機関	学識経験者等（必要あるときは議員も）	議会	調査・政策形成	有効（必要あれば設置）	○
	⑨	請願者の説明・質疑	議員・市民等	市民	公聴・意見交換・政策形成	有効（必ず実施）	○
	⑩	陳情者の説明・質疑		議会		有効（必要あれば実施）	
法 定	⑩	100条の2規定の専門的知見活用	学識経験者等	議会	調査・政策形成	有効（必要あれば実施）	○
	⑪	参考人制度	参考人（市民等・学識経験者等）・議員		調査・公聴・意見交換・政策形成		
	⑫	公聴会制度	市民等・議員		公聴・政策形成		

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、生駒市におけるまちづくりの最高規範たる生駒市自治基本条例に規定されている議会及び議員の役割と責務等が遂行されるよう、**地方自治法をはじめ諸法令に定められていない議会運営及び議員に係る基本事項を定めること**により、議会が市民の負託に応える活動を行うことによって、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、生駒市自治基本条例に定めるところによる。

市民 執行機関

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民のほか市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) 政策形成 政策の立案と提案をいう。
- (3) 請願 地方自治法第124条に規定する請願をいう。
- (4) 陳情 生駒市議会会議規則第140条に規定する陳情をいう。

第2章 議会の役割と活動原則及び議員の活動原則

(議会の役割)

第3条 議会は、次に掲げる事項を基本として、積極的に議会活動を行い、民意を反映した効果的な施策が実施されるよう努めなければならない。

- (1) 市の重要事項（条例の制定改廃、予算の議決、決算の認定等）を**議決**する。
- (2) 市の執行機関を**監視し、けん制**する。
- (3) 執行機関に対する検査及び監査の請求等、市政に関する調査をおこない、国又は関係機関に意見書を提出する。

(議会の活動原則)

第4条 議会は、**公正性、透明性、信頼性**を重んじた市民に**開かれた議会**運営及び**市民参加**の推進の上にとって、市の立法機関であり、意思決定機関としての権限を行使すること。

- 2 議会は、**民意を市政に反映**させるための言論の場であることを十分に認識し、各議員の発言権を尊重し、**自由な討議を中心に運営**されなければならない。**【論点】** 議会は「議員相互／議員と市民」の討議の場か「議員相互／議員と市民／議員と市長等」の討議の場なのか。
- 3 議会は、地方自治における**二元代表制**の機関として、**行政監視**を行うとともに、**政策形成**に努めること。
- 4 議会は、地方自治法に基づいて別に定める**議会傍聴規則**に定める市民の傍聴に関し、傍聴者に議案の審議に用いる資料等を提供するなど、**市民の傍聴の意欲を高める議会運営**に努めること。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、**自由な討議を推進**すること。

- 2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握し、**民意を市政に反映**させること。
- 3 議員は、研鑽に努め、**市民全体の福利の向上**を目指して活動すること。

第3章 市民と議会の関係

(基本原則)

第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、**情報の公開・共有**を推進するとともに、**説明責任**を果たすこと。

- 2 議会は、**全ての会議を原則公開**とする。
- 3 議会は、市民からの**請願及び陳情**は、市民による政策提案と受け止め、その審議においては、**請願にあつては請願者の希望に応じて**、陳情にあつては必要に応じて、**提案者の意見を聴く機会**を設けること。＜**請願の手順**を定める要あり＞

【論点】 参考人制度を活用したもの（議会が必要ないとした場合は意見を聴く機会を設けない）でなく、請願権を拡大するものとする。従って、提案者が希望すれば、「説明」「質疑応答」のどちらも、または、いずれかを実現できるものにする（言わずもがなであるが、「質疑応答」のみを選ぶことはできない）。

- 4 議会は、必要に応じて、**地方自治法第100条の2の規定による専門的知見の活用**による調査をおこない、同法第109条第5項に規定する**公聴会制度**と同条第6項に規定する**参考人制度**を活用して市民等の意見を聞き、議会の討議や政策形成に反映させること。

(市民との意見交換の場の設定)

第7条 議会は、**市政全般にわたり、市民等との意見交換を行うため、市民懇談会を年1回以上開催する**。市民懇談会の実施については、別に**要綱**を定める。＜**要綱の作成の要あり**

【要綱の論点】 市民懇談会は「議員個人の見解」が述べられるものでなければならない。

(広報広聴機能の充実)

第8条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する**広報広聴委員会**を設置する。その設置については別に**要綱**を定める。＜**要綱の作成の要あり**

2 議会は、**議会報**を発刊する。その発刊については、別に**要綱**を定める。〈すでに要綱あり〉

【論点】議会報は広報の中心でありながら「議会報発刊要綱」に基づいて発刊されてきたが、それを条例化したい。

3 議会は、**議案に対する各議員の賛否を議会報で公表**するなど議会や議員の活動がよくわかるような公報をおこなうこと。

4 議会は、市民懇談会、議会傍聴アンケート等を通じて広聴機能を充実させ、議会の討議や政策形成の拡大の推進に努める。

第4章 行政と議会との関係

(市長等と議会の関係)

第9条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、二元代表制にふさわしい緊張関係の保持に努めること。

(1) 本会議における一般質問は、**一問一答方式、一括方式のいずれかを選択**して行うこととする。その際、質問者は、論点整理を行い争点を明確にするよう努めること。

(2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議員の質問に対して、質問の趣旨の確認、論点整理、争点の明確化のための質問や**反問をすることができる**。【論点】市長等に反問権がなければ議会は真の「討論の場」とはならない。

(3) 議会は、市長が提案する議案を審査するにあたっては、口頭での説明とともに、**文書での説明**を求めることができる。

(執行機関からの報告義務)

第10条 市長は、市行政に係る**重要な計画・事項については議会に報告**する。

【論点】市行政に係る重要な計画・事項については、これまでも全協で「理事者の申し入れによる事項について」というかたちで議会に報告されてきたので、これを条文化するだけでよい。過度に（定期的に、多くのものを）報告させるのは、行政に対する過度の負担を強い、行政サービスの低下をもたらす職員の疲弊化を招来する。

(重要な政策の説明資料)

第11条 議会は、市長が提案する重要な計画、施策、事業等（以下「政策」という。）について、審議の水準を高める観点から、市長に対して次に掲げる事項について**説明資料を求める**ことができる。

(1) 政策の提案に至った経緯、理由 (2) 関係ある法令、条例等と総合計画における位置づけ

(3) 政策の実施に要する経費(将来にわたる負担を含む。)及びその財源

(4) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (5) 市民参加の実施の有無とその内容

(7) その他審議上、必要なもの

(予算及び決算における説明資料)

第12条 議会は、提案される**予算案及び決算**の審議にあたっては、前条の規定に準じて、施策別、事業別の分かりやすい**政策説明資料の作成**を求めるものとする。

(議会の議決に付すべき事件)

第13条 議会の**議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分**に関しては、地方自治法に基づいて別に条例で定める。〈すでに「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」あり〉

(地方自治法第96条第2項の議決事項)

第14条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく**議会の議決すべき事件**は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法律又は政令に条例で定めるべき規定なき職員の定数に関すること。〈(1)はすでにある「議会の議決すべき事件に関する条例」に定められている。〉

(2) 総合計画基本構想 (3) 総合計画基本計画

【論点】すでにある「議会の議決すべき事件に関する条例」の扱いについての次の3つの選択肢のどれを選ぶか。

①存続させて議会基本条例と併置②廃止して、その内容を議会基本条例に組み入れる③存続させて議会基本条例に盛り込みたかった内容を組み入れる。

第5章 議会運営

(委員会)

第15条 **常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の設置と運営**については、別に条例で定める。〈すでに「議会委員会条例」あり〉

(審査・審議等)

第16条 議会は、地方自治法に基づいて設けられた**会議規則**に則って会議を行なわねばならない。〈既に会議規則あり〉

【論点】「生駒市議会会議規則」は、第169条(会議規則の改正)で「この規則を改正しようとするときは、議員の3分の2以上が出席した会議において議決することを要する。」と定めており(地方自治法で定められた会議の定足数は過半数)、会議運営の重要な基本である。これは、基本条例の中で位置づけておくべきである。

2 議会は、会議において、議案等に関して審査・審議する場合、議員相互の**自由討議により議論を尽くした上で採決**し、結論を出すこと。

3 **定例会**は、その**回数**は地方自治法に基づいて条例で別に定め、その**召集月**は規則で別に定める。〈すでに「議会の定例

会の回数に関する条例」「議会定例会規則」あり＞

4 議会は、**議長又は副議長を選出**するときは、**届出制**で行なう。

【論点】立候補制は地方自治法に抵触する恐れがあることから、その代替案として、本会議の前か休憩中に、あらかじめ事務局長に届出した者が所信演説し、それに関して質疑応答するというやり方をとる地方議会があるが、本会議の前か休憩中の所信演説・質疑応答は正式な会議体で行なわれるものでないことから「議員のおしゃべり」といってもよいもので、所信演説、それに関する質疑応答という重要なものを貶める弊害をもたらすので制度化すべきではない（奈良市議会での所信演説・質疑応答は笑いものになっている）。

(調査機関の設置)

第17条 議会は、専門的知見を活用して、市政の課題あるいは議会活動に関する調査のため必要があると認めるときは、**学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置**することができる。

2 議会は、必要があるときは、前項の調査機関に、議員を構成員として加えることができる。

3 第1項の調査機関に関し必要な事項は、別に**要綱**で定める。

第6章 議員

(会派)

第18条 議員は、議会活動を行うため、**会派**を結成することができる。

2 会派は、日常的に市政に関する調査、政策形成をともに行う複数の議員で構成する団体をいう。

(政務活動費)

第18条 **政務活動費**は、議員による調査活動、政策形成言等が確実に実行されるよう、会派または議員個人に交付する。

2 **政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法**については、地方自治法に基づいて条例で別に定める。＜すでに「政務活動費の交付に関する条例」があるが、今年8月末に地方自治法が改正された（政務調査費→政務活動費）ことから改正する要あり＞

(議員定数及び議員報酬)

第19条 **議員定数及び議員報酬**は、地方自治法に基づいて条例で別に定める。＜すでに「議会の議員の定数を定める条例」「議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」あり＞

2 議員定数及び議員報酬は、生駒市自治基本条例やこの条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。**【論点】**議員の定数・報酬の決め方をどのように定めるのか。

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、生駒市議会**政治倫理条例を遵守**し、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の保持に努めなければならない。

第7章 議会事務局等

(議会事務局の設置と体制整備)

第21条 **議会事務局の設置**については、別に条例で定める。＜すでに「議会事務局設置条例」あり＞

2 議会は、議会及び議員の調査と政策形成の能力の向上を図るため、議会事務局の調査・法務能力を強化するよう努める。

(議会申し合わせ事項等)

第 条 議会は、円滑な議会運営に資するために**議会申し合わせ事項**を定め、**議会先例集**を作成することができる。

(議会図書館の活用と議員研修の充実)

第22条 議会は、**議会図書室**を有効に活用する。

2 議会は、議員の政策形成の能力の向上を図るため、**議員研修の充実**に努める。

第8章 最高規範性

(最高規範性)

第23条 この条例は、**議会運営における最高規範**であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

第9章 見直し手続き

(見直し手続き)

第24条 議会は、必要に応じてこの条例の目的が達成できているかどうかについて検討する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、 年 月 日から施行する。

(生駒市の議会の議決すべき事件に関する条例の廃止)

2 生駒市の議会の議決すべき事件に関する条例（昭和24年7月条例第12号）は、廃止する。